

第 50 号 議 案

県が行なう建設事業に対する市町村負担金の徴収についての一部変更について

昭和48年第1回定例会で可決された「県が行なう建設事業に対する市町村負担金の徴収について」別表中

「

基幹水利施設 ストックマネジメント事業 (農業水路等長寿命化対策)	国庫補助を 伴うもの	本土	下記以外	事業費の25/100
			過疎、半島、特定 農山村、急傾斜地	同 20/100
		離島		同 20/100

」を

「

基幹水利施設 ストックマネジメント事業 (農業水路等長寿命化対策)	国庫補助を 伴うもの	本土	下記以外	事業費の25/100
			過疎、半島、特定 農山村、急傾斜地	同 20/100
		離島		同 20/100
経営体育成基盤整備事業(附帯事業)	国庫補助を 伴うもの	本土	下記以外	事業費の20/100
			過疎、半島、特定 農山村、急傾斜地 帯、指定棚田	同 17.5/100
		離島		同 16.5/100
畑地帯総合農地整備事業(附帯事業) (担い手育成畑地帯総合整備事業に限る。)	国庫補助を 伴うもの	本土	下記以外	事業費の20/100
			過疎、半島、特定 農山村、急傾斜地	同 17.5/100

		帯、指定棚田	
		離島	同 16.5/100
畑地帯総合農地整備事業（附帯事業） （担い手育成畑地帯総合整備事業を除く。）	国庫補助を 伴うもの	本土	事業費の25/100
		離島	同 20/100
農地中間管理機構関連農地整備事業 （附帯事業）	国庫補助を 伴うもの	本土	事業費の10/100
		離島	同 10/100

」に

改め、令和6年度予算から適用する。

令和6年2月20日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

県が行う建設事業について、受益の限度において関係市町から負担金を徴収することができるが、このことについては、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。